

# 令和8年度 京都市立竹田小学校「学校いじめの防止等基本方針」

## 1 総則

### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こり得るものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校においては、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

### (2) 基本理念

- ・いじめは全ての児童に関係し、すべての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

## 2 いじめ対策委員会（構成、役割、開催時期、児童・保護者への周知方法等）

※緊急対応の場合はこの限りではない

### ア 構成（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務部 生活指導主任 人権教育主任 養護教諭（教育相談主任）  
該当担任 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

### イ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取。
- ・個別面談や相談窓口の集約、教育相談体制。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応。
- ・「学校いじめ防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成。
- ・未然防止の取組の推進や学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認。
- ・教職員の共通理解と意識啓発。
- ・教職員がいじめを抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応。
- ・重大事案への対応。
- ・関係機関、専門機関との連携・情報の共有。

※ 会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載

### ウ 児童・保護者への周知方法

学校のホームページや学校だより等により公表する。また、年度の開始時等に、児童、保護者、学校運営協議会に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとする。

### 3 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

##### ア 学習環境の整備

- ・学校のきまり「みんなのやくそく」の徹底。
- ・「み（みじたく）・そ（そうじ）・あ（あいさつ）・じ（じかん）」運動の実施。
- ・学習規律の徹底。
- ・児童の実態に応じた学年、学級経営。

##### イ 授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・みんな学びを活用し、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・ICTを活用したわかりやすい授業の工夫。
- ・自己理解力・コミュニケーション力・共感性などの資質能力の育成。

##### ウ 道徳教育、人権教育の充実

- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「キズナの大切さ」などを具体的に取上げたキズナ学習、道徳の学習の実施。
- ・人権に関わる課題について考え、議論することでいじめの防止に資する活動の実施。
- ・ゲストティーチャーを活用した授業や講演の実施。
- ・キズナ学習（人権学習）や道徳の学習を公開する日の設定。
- ・情報モラル指導の充実。
- ・多様性を認め、自分や他とのつながりを大切にする人権教育の推進。

##### エ 児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊学習の取組を通しての仲間づくり。
- ・学校行事などを通しての人間関係づくり。
- ・総合的な学習の時間、生活科等を通して人との関わりを深める力を養う。
- ・自主学習の工夫。

##### オ 児童同士の絆づくり

- ・キズナ学習前の児童集会での職員による学習課題の提示。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・TAKEDAフレンドフォーラム（人権作文発表会）の実施。
- ・児童会主催の児童集会の実施。
- ・児童、PTAによる人権標語の作成と掲示。
- ・縦割り活動の推進。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ア 日常の児童に関する情報共有

- ・登下校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- ・教職員の連携を密にして、日常的に問題行動の情報収集に努め、特にいじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、全教職員で情報を共有する。

### イ 児童に対する定期的な調査

#### (1) アンケートの実施

- ・学校評価アンケートやいじめに特化したアンケートによる「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

#### (2) 教育相談の実施

- ・アンケートに基づく積極的な個々への相談活動の実施。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による教育相談。

### ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・いじめアンケートの結果は全校で集約し、生徒指導課に報告する。
- ・毎月の生活指導部会にて結果の検証を行う。検証の結果を、全教職員に報告し、指導の共通理解を図る。
- ・定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。

## (3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

### ア 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、緊急「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について共通理解を図る。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について共通理解し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

# イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

## 前提となる基本事項

- 『学校いじめ防止等基本方針』
- 学校いじめ防止プログラムの策定
  - 教職員、児童、保護者、地域への周知
  - 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

- 『いじめ対策委員会』
- 担任(担当者)といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
  - 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
  - 児童、保護者、地域への周知
  - いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組（発達指示的生徒指導の充実）

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

- 【いじめ対策委員会で共有】
- いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

- 【事実確認】
- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
  - いじめを受けた児童と、いじめを行った児童生徒に個別で聴き取る。
  - 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
  - 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

〔認識の共有化・行動の一元化〕

心の通った指導

- 【児童への指導・支援】
- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
  - 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC、パトナ等との連携を図る。
  - いじめを行った児童に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
  - 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

- 【保護者への連絡・家庭との連携】
- 担任(担当者)をはじめ、つながりのある教職員を中心に、迅速に、関係児童(加害・被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

- 【謝罪の場の設定】
- いじめを受けた児童・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。※事案内容によってはこの限りではない

- 【関係機関との連携】
- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

- 【学校全体での継続的な指導・支援】
- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
    - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
    - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
  - ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

## ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・学級における情報モラルの指導の徹底。
- ・スマートフォン等のアプリ、携帯型ゲームなどを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・SNSを使つての「いじめ」の実態と事例研修。
- ・お便りや懇談会を活用しての保護者への啓発。

## エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめに係る行為が止んでいることと、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことが、最低限満たされていなければならない。満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた児童及び、いじめを行った児童について見守り、再発を防止するために日常的に注意深く観察する。

## (4) 教職員の資質能力向上の取組

### ア 内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底に努める。
- ・一人一人の子どもを徹底的に大切に、いじめを許さない細かな人権感覚を磨くための人権教育研修や学級経営に関する研修等を実施し、指導力の向上を図る。

### イ 実施時期

- ・4月（人権教育方針・生活指導方針）（学級経営に関する校内研修）
- ・5月（児童理解についての研修会）
- ・8月（夏季校内人権研修会）  
（京都市小学校人権教育研究集会への参加）  
（生徒指導に関わる研修会）
- ・9月（人権啓発授業参観懇談会に向けての校内研修）
- ・10月（京都市人権教育研究集会への参加）
- ・2月（児童理解についての研修会）

## 4 保護者・地域、関係機関との連携

### ア 保護者・地域への情報発信

- ・キズナ学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・学級通信やフレンドフォーラム通信（人権学習のおたより）による情報発信。
- ・ホームページによる発信。
- ・家庭訪問や懇談会における児童の報共有。
- ・人権啓発参観・懇談会の実施

### イ 啓発

「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「いじめの防止等基本方針」の内容を周知するとともに、懇談会や学校運営協議会等でも取り上げ、理解と協力を得る。

### ウ 協同の取組

- ・いじめの事案によっては、警察署少年係や児童相談所との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

## 5 重大事態への対処

### ア 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に関わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

### イ 重大事態が発覚したときの対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生防止に必要な取組の推進。

#### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中で計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	人権教育方針・生活指導方針の共通理解 生活指導委員会 (いじめ対策委員会) ① 職員会議「学校いじめ防止等基本方針」の共通理解	入学式 学級開き 児童集会 いじめ問題(対策委員の紹介)についての講和 キズナ学習 幼保小連携 6年修学旅行 1～5年校外学習		学級懇談会 フレンドフォーラム通信(毎月発行) 授業参観・懇談会
5	生活指導委員会 (いじめ対策委員会) ② 児童理解についての研修会	キズナ学習 1年生を迎える会		家庭訪問週間 PTA総会
6	生活指導委員会 (いじめ対策委員会) ③	キズナ学習 5・6年情報モラル教室 3・4年非行防止教室 5・6年薬物乱用防止教室	第1回いじめに関するアンケートの実施と結果の共有	学校運営協議会

7	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)④ 年間の取組の見直し	キズナ学習	第1回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会
8	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑤ 人権・生徒指導研修会	幼保小連携 小中連携		
9	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑥	キズナ学習	学校教育アンケート	人権啓発参観・懇談会
10	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑦	キズナ学習 体育発表会	情報共有	学校運営協議会
11	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑧	キズナ学習 1・2・3・4・6年校外学習	第2回いじめに関するアンケートの実施と結果の共有	
12	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑨ 年間の取組の見直し	キズナ学習 4年校外学習	第2回クラスマネジメントシートの実施 教育相談週間	個人懇談会
1	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑩		学校教育アンケート	
2	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑪ 児童理解についての研修会	人権作文発表会の実施 5年花背山の家宿泊学習 書写図工作品展 幼保小連携 小中連携	情報共有	新1年入学説明会 懇談会
3	生活指導委員会 (いじめ対策委員会)⑫ 年間の取組の見直し 「学校いじめ防止プログラム の 見直し」	6年生を送る会 卒業式		

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・「年間の取組の見直し」(PDC Aサイクルの期間)
- ・「学校教育アンケートの実施」と「学校教育アンケートの結果の共有」
- ・「いじめの防止等の対策の為の組織の会議」及び「いじめに関するアンケート」、「クラスマネジメントシート」の実施
- ・「校内研修」 ・「未然防止の取組」(学年又は全校の取組) ・「個別面談」「教育相談」

※ 年間計画にはすべては示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ いじめ対策委員会について、緊急の場合は臨時のいじめ対策委員会を設け対応していく。